

第
4919
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 2月10日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

同族会社の社債利子

Q：平成26年度の税制改正で、いわゆる少数人数私募債の利子の取扱いが変わるようですが、どのようになりそうですか？

A：平成27年12月31日以前に同族会社が発行した社債等の利子は申告分離課税とされていたものが、総合課税となります。

【解説】

平成25年度の税制改正では、公社債等のうち、平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき公社債等を「特定公社債等」、それ以外を「一般公社債等」として区分され、一般公社債等に係る利子等については源泉分離課税、特定公社債等のうち同族会社が発行した社債、いわゆる少数人数私募債に係る利子等については総合課税の対象になることとなっていました。そして、平成27年12月31日以前に発行した公社債を特定社債等とし、平成28年1月1日以後に発行した公社債等を一般公社債等としていました。つまり、平成28年以後に支払いを受ける少数人数私募債に係る利子等であっても、平成27年12月31日までに発行したものであれば申告分離課税の対象になるはずだったのですが、平成26年度の税制改正では、この特定公社債の対象となる平成27年以前に発行された公社債の範囲から、同族会社が発行した社債を除外することとされましたので、平成28年以後は、平成27年以前に発行したものであっても総合課税の対象に取り込まれることとなります。

